

天草市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表

令和8年6月

- 1 訪問型自立支援サービス(訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

■訪問型自立支援サービス(訪問型サービス(独自))サービスコード表

…水色の網掛けはR8.6.1から新設
 …灰色の網掛けはR8.5.31で廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数	
種類	項目						
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たり の標準的な回 数を定める場 合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	日割の場合	39 単位	1,176 1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割					39 単位	39 1月につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	日割の場合	77 単位	2,349 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割					77 単位	77 1月につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	日割の場合	123 単位	3,727 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割					123 単位	123 1月につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たり の回数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287 1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		179 単位	179 1回につき	
A2	2621 訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		220 単位	220 1回につき	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(二)所要時間45分以上の場合		163 単位	163 1回につき	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止 措置未実施減算	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(2)1週に2回程度の場合	1 単位減算	-1 1月につき	
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(3)1週に2回を超える程度の場合	23 単位減算	-23 1月につき	
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1 単位減算	-1 1月につき		
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(2)生活援助が中心である場合	37 単位減算	-37 1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	1 単位減算	-1 1月につき		
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(二)所要時間45分以上の場合	3 単位減算	-3 1回につき	
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2 単位減算	-2 1回につき	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(2)生活援助が中心である場合		2 単位減算	-2 1回につき	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2 1回につき	
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計 未策定減算	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				(2)1週に2回程度の場合	1 単位減算	-1 1月につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(3)1週に2回を超える程度の場合			23 単位減算	-23 1月につき	
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		1 単位減算	-1 1月につき		
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(2)生活援助が中心である場合	37 単位減算	-37 1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		1 単位減算	-1 1月につき		
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(二)所要時間45分以上の場合	3 単位減算	-3 1回につき	
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		2 単位減算	-2 1回につき		
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(2)生活援助が中心である場合		2 単位減算	-2 1回につき		
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2 1回につき		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサー ビスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200 1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100 1回につき	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200 1回につき	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50 月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270 /1000 加算	1月につき	
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287 /1000 加算		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249 /1000 加算		
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266 /1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207 /1000 加算		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170 /1000 加算		
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245 /1000 加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224 /1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182 /1000 加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145 /1000 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表

…水色の網掛けはR8.6.1から新設
…灰色の網掛けはR8.5.31で廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2		3,621	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447	447	1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4	-4	1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4	-4	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型 サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752	-752	1回につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3				94	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2	144	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ	又 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	24	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	48	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ロ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111 /1000 加算		1月につき
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120 /1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅢ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 109 /1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅣ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 118 /1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅤ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 99 /1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅥ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 83 /1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅦ		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117 /1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅧ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127 /1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅨ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 115 /1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅩ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 125 /1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅪ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 105 /1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅫ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 89 /1000 加算		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92 /1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90 /1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80 /1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64 /1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59 単位	定員超過の場合	41	41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位	2,535	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119 単位	×70%	83	83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠		59 単位	看護・介護職員 が欠員の場合	41	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位	2,535	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠		119 単位	×70%	83	83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447	313	1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■介護予防ケアマネジメントサービスコード表

・・・水色の網掛けはR8.6.1から新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5	442 単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント 虐待未・業継未		虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算	434 単位	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント 虐待未		虐待防止措置未実施減算	438 単位	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント 業継未		業務継続計画未策定減算	438 単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	
AF	8311	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算	※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する 単位数を算出し、4つの中からいずれかを選択。	9 単位加算	1月につき
AF	8312	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算			15 単位加算	
AF	8313	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算			16 単位加算	
AF	8314	介護予防ケアマネジメント処遇改善加算			22 単位加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。